

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

垂水市長 尾脇 雅弥

市町村名 (市町村コード)	垂水市 (46214)
地域名 (地域内農業集落名)	協和地区 (海潟、中俣)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

さやいんげん、きぬさやえんどう、水稻、飼料作物、びわ等を栽培している。今後農業を担う者等(担い手(効率的安定的な経営)、多様な経営体、受託を受けて農作業を行う者)が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内が全て中山間地であり、大規模な基盤整備は困難であることから、地域の主要作物であるさやいんげん、きぬさやえんどう等の栽培を維持し、農業後継者や地域内の担い手への集約が難しい場合には、新規就農者を受け入れ、有機農業の導入も検討する。・集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受け入れ、また、認定新規就農者以外の新規就農者等の受け入れも検討する。・地域内では畜産業も営まれているため、後継者の育成や施設の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域内の農地のうち、都市計画区域の用途地域内の農地を除き、農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構の活用を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用促進のため、中間管理事業推進員を中心に、農地所有者及び農業を担う者等(担い手(効率的安定的な経営)、多様な経営体、受託を受けて農作業を行う者)へ農地中間管理機構活用のメリットをわかりやすく説明し、市公式WEBサイトや農業者向け広報誌を活用し幅広く周知を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内が全て中山間地であり、大規模な基盤整備は困難であるが、実施の可能性について検証を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を把握し調整しながら担い手として育成するため、市町村及び関係機関等と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内に受託事業者がない状況にあるが、地域外の受託事業者を含め、取り組みを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				